

定期試験 (2020.01.29 実施) 解説

2020.01.29. 佐藤

I. 全体的講評

*講義をしっかりと受講すること

自己点検の各項目が講義の要点であり、試験問題と同一であることが理解できたことでしょう。講義をしっかりと受講することが試験対策の最も近道です。「しっかりと」とは、ノートをしっかりと取ること、自己点検を考えて書くこと、を意味しています。

1)解答の形式について：

論理的文章を書く必要があります。設問として1から4を挙げておいたのは、論理的文章を書く際に必要な要素だからです。したがって、1から4の解答順は、論理的文章を書く際にもっとも書きやすいパターンです。私以外の講義での論述式の試験問題の答え方、ゼミ論文の書き方等、文章作成すべてについて当てはまるパターンですから、文章の書き方の訓練だと思ってください。

2)個別解答項目について：

1.論点とは、何が問題であるのか、しっかりと説明することによって、わかるように提示する必要があります。講義テーマは法的論点ではありません。また「～の問題」とか、「～について」などのように、何を言っているのかわからないようなものは論点を提示したことになりません。

2.事実関係について判断などできませんから、論点にはなりません。たとえば、差別があったかなかったか、内定取消が合理的か否か、などがわかるはずがありません。

3.説明とは事実関係の説明がすべて該当します。法規定の説明、裁判所判決の説明など。

4.諸説とは、当事者の主張のことではありません。当事者の主張の是非を判断するための判断基準についての、いくつかの見解のことです。

5.諸説は相互排他的ですので諸説が両立はしません。場合分けでもありません。

6.したがって自説とは、いかなる判断基準を採用するかの見解です。決して当該事案について原告・被告のいずれが勝訴するかの問題ではありません。ある判断基準を採用したからといって、ケースによって原告が勝ったり被告が勝ったりします。わずかの新聞記事から事実関係がわかるわけではありませんので、どちらが勝訴するか判断は不可能です。

3)回答の作成方法について：

いきなり書き始めてはいけません。全体構成と内容を考えてから書き始めてください。

今回は初めての試験なので、時間がどのくらいかかるかわからなかったでしょうが、経験して、時間配分についても理解できたと思いますから、定期試験ではいきなり書き始めることのないように。

II. 個別問題毎の講評

以下の①から⑤の新聞記事の中から二つを選び、それぞれ次の点につき答えなさい。

1. 記事において問題となっている労働法上の論点
2. その論点の前提となる法の説明
3. その論点に関する諸説
4. その論点に関する自らの見解

①日テレ事件

朝日新聞 2014年11月15日付より作成

日本テレビのアナウンサーの内定を取り消されたのは不当だとして、大学4年生が、日テレに来春就職できることの確認を求める訴訟を東京地裁に起こした。訴状によると、2013年9月に、2015年4月の就職が内定。だがその後、2014年5月に内定を取り消された。

1. 労働法上の論点

- 1.要点 : 採用内々定を労働契約成立と解せるか否か
- 2.採点基準: 項目があれば、△。説明がされていれば、○

2. 法状況の説明

- 1.要点 :
法律→雇用は労働契約によるので採用とは労働契約の締結、
締結は両当事者（労働者と使用者）の意思の合致による、意思は推測しかない、
その際には労働契約が労働者の生存権保障の特質を有していることを考慮、
判例→大日本印刷事件最判・採用内定は意思の合致が推測されて労働契約締結と解される
- 2.採点基準: 部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○

3. 諸説

- 1.要点 : 労働契約不成立、予約が成立、労働契約成立
- 2.採点基準: 説が述べられているだけだと、△。内容（とりわけ根拠）が述べられていれば、○

4. 自説

- 2.採点基準: 自らの立場が選択されていることが最低限必要。
採用しない説についての反論があれば、○

②堀越学園事件

朝日新聞 2011年11月26日付より作成

高崎市の堀越学園が経営する創造学園大の50代男性職員が不当な配転命令を受けたとして、学園を相手取って配転命令の無効を求めた訴訟で、前橋地裁高崎支部は25日、判決を言い渡した。職員は2006年4月から学生の送迎バスの運転手をしてきたが、別会社への転籍を拒否したところ、昨年4月、自宅から片道約52キロの川場村の学園施設への配転命令を受けた。

1. 労働法上の論点

- 1.要点 : 配転命令の拘束力
- 2.採点基準: 項目があれば、△。説明がされていれば、○

2. 法状況の説明

- 1.要点 :
法律→労働契約に従って働く、合意の範囲内外で指揮命令の可否、
合意によって労働契約内容を変更可(労契法8条)、
判決→東亜ペイント事件・最高裁判決
- 2.採点基準: 部分的に述べられていれば、△。全体として、だいたい述べられていれば、○

3. 諸説

- 1.要点 : 合意が不明確なら、包括的処分権説・権利濫用、労働契約説
- 2.採点基準: 説が述べられているだけだと、△。内容（とりわけ根拠）が述べられていれば、○

4. 自説

- 2.採点基準: 自らの立場の選択が最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

③佐川急便事件

毎日新聞 2009年10月03日付より作成

佐川急便福山店の社員と元社員の2人が2日、時間外労働を強要されたとして、同社を相手取り、計約2500万円の支払いを求める訴えを広島地裁に起こした。訴状によると、早朝出勤をさせられたり、タイムカードに退社記録をしてからも残業させられるなどして、竹内さんは1日3時間半以上、元社員は2時間15分以上の時間外労働をさせられたとされる。

1. 労働法上の論点

- 1.要点 : 残業義務を発生させる合意とは何か
- 2.採点基準: 項目があれば、△。説明がされていれば、○

2. 法状況の説明

- 1.要点 :
法律→労働時間規制の原則・延長、延長のためには36協定と割増賃金、
ただし免罰効果のみ、残業義務には労使合意が必要
判例→日立武蔵工場事件・最判=包括的合意説
- 2.採点基準: 部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○

3. 諸説

- 1.要点 : 個別合意説・包括合意説
- 2.採点基準: 説が述べられているだけだと、△。内容(とりわけ根拠)が述べられていれば、○

4. 自説

- 2.採点基準: 自らの立場が選択されていることが最低限必要。
採用しない説についての反論があれば、○

④追手門学院大学事件

朝日新聞 2019年06月23日付より作成

学院は2016年8月22～26日、追手門学院大学などの事務職員18人を大阪市内のビルに集め、「自律的キャリア形成研修」を開催。講師は東京都内のコンサルタント会社が担い、学院幹部らが入替わり立ち会った。講師は「自己改革」などをテーマに1人ずつ、受講者全員の前で発表させ、その場で講評した。その際、受講者の一人に「腐ったミカンを置いておくわけにはいかない。まだ少しは可能性があって頑張ろうとしているミカンも腐ってしまう」と発言。ほかの受講者にもそれぞれ「あなたが一番、参加する意欲、姿勢が曇っている。よどんでいる」「負のオーラばかりだ」「あなたは要らない」などと言った。

1. 労働法上の論点

- 1.要点 : 被用者のハラスメントに対して使用者が労働契約上の責任を負うか否か
- 2.採点基準: 項目があれば、△。説明がされていれば、○

2. 法状況の説明

- 1.要点 :
法律→刑事罰、均等法11条による懲戒(環境型・対価型)、労働施策推進法によるパワハラ
損害賠償(不法行為・債務不履行)、
判例→マタハラ承認の最高裁判決、福岡セクハラ事件判決
- 2.採点基準: 部分的に述べられていれば△、全体として、だいたい述べられていれば、○

3. 諸説

- 1.要点 : 職場環境整備義務肯定説・否定説
- 2.採点基準: 説が述べられているだけだと、△。内容(とりわけ根拠)が述べられていれば、○

4. 自説

- 2.採点基準: 自らの立場の選択が最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

⑤ 軀鉄事件

中国新聞 2002 年 02 月 16 日付より作成

広島県東部で路線バスなどを運行する軀鉄道の労働組合の組合員三人が、希望退職に応じなかった 56～59 歳の基本給を減額する労働協約は「年齢差別で無効」などとして、会社側に元の基本給と減額後の基本給の差額の支払いなどを求めた訴訟の判決が 15 日、広島地裁福山支部であった。原告側（うち二人は既に退職）は、希望退職に応じなかった 56 歳以上の基本給を 30%減とする 1997 年の労働協約について「年齢のみを理由とする差別。合理的理由はなく無効だ」などと主張。

1. 労働法上の論点

1. 要点 : 労働契約より不利益な労働協約に法的拘束力があるか否か
2. 採点基準 : 項目があれば、△。説明がされていれば、○

2. 法状況の説明

1. 要点 :
法律→団交権保障要件(当事者・担当者・事項・態様の正当性)・労組法 16 条(規範的効力)
判例→朝日火災海上事件・最判(組合の目的逸脱でない限り両面的強行)
2. 採点基準 : 部分的に述べられていれば、△。全体として、だいたい述べられていれば、○

3. 諸説

1. 要点 : 両面的強行性説・片面的強行性説
2. 採点基準 : 説が述べられているだけだと、△。内容（とりわけ根拠）が述べられていれば、○

4. 自説

2. 採点基準 : 自らの立場の選択が最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

第 15 回講義のまとめ

- 1) 内容 : a) 労基署による違反是正措置として強制力強化の方向か自主的解決の援助か
b) 法律→権利救済機構(司法救済・行政救済)・行政救済は労働委員会・労働基準監督署、
労基官は監督行政としての権限に加えて司法警察職員としての権限を有する
判例→労基署は申告に対して監督義務を負わない
c) 強制力強化・啓発活動・自主的紛争解決の援助

2) 設問についての解説

- ① 基準監督が困難な状況、
- ② 違反が基準監督の場に現れてこない状況、
- ③ 「法違反の是正」を通じての労働者の権利保障、
- ④ 違反是正における労使の「自主的解決」の促進

【課題提出者】

	10/02	10/09	10/16	10/23	10/30	11/06	11/13	11/20	11/27	12/04	12/11	12/18	12/25	01/08	01/15
3 回	19	22	16	12	12	10	13	12	8	9	10	11	9	10	10
4 上	4	8	11	10	9	9	9	8	4	6	5	6	4	5	4
合計	23	30	27	22	21	19	22	20	12	15	15	17	13	15	14

Ⅲ. 合格率：92.9%

内訳は、A＋：1人(7.7%)、A：3人(23.1%)、B：6人(46.2%)、C：3人(23.1%)、F：1人。それ以外に、講義不受講者(試験の点数としてもF)が1人。

2018年度は、合格率100%、内訳は、A＋：1人(3.5%)、A：8人(27.6%)、B：12人(41.4%)、C：8人(27.6%)、F：0人。それ以外に、講義不受講者(試験の点数としてもF)が1人。

2017年度は、合格率91.7%、内訳は、A＋：1人(9.1%)、A：3人(27.3%)、B：3人(27.3%)、C：4人(36.4%)、F：1人。

2016年度は、合格率90.0%、内訳は、A＋：3人(4.7%)、A：13人(20.6%)、B：25人(41.2%)、C：19人(33.3%)、F：7人、その他に講義不受講者が3人

2014年度は、合格率92.5%、内訳は、A＋：7人(5.7%)、A：32人(26.0%)、B：45人(36.6%)、C：39人(31.7%)、F：10人、

2013年度は、合格率89.0%、内訳は、A＋：4人(2.6%)、A：28人(18.3%)、B：64人(41.8%)、C：57人(37.3%)、F：19人、その他に講義不受講者あるいは棄権者が12人でした。

2012年度は、合格率90.4%、内訳は、A＋：4人(3.9%)、A：26人(25.2%)、B：43人(41.7%)、C：30人(26.1%)、F：11人、その他に講義不受講者あるいは棄権者が10人でした。

2011年度は、合格率87.2%、内訳は、A＋：4人(5.9%)、A：13人(19.1%)、B：26人(38.0%)、C：25人(36.8%)、F：10人、その他に講義不受講者が9人でした。

2010年度は、合格率86.0%、内訳は、A＋：2人(5.4%)、A：8人(21.6%)、B：16人(43.2%)、C：11人(29.7%)、F：6人、その他に講義不受講者が3人でした。

2009年度は、合格率92.7%、内訳は、A＋：6人(6.8%)、A：15人(17.1%)、B：41人(46.6%)、C：26人(29.5%)。F：7人、その他に講義不受講者が10人でした。

2008年度は、合格率92.2%。内訳は、A＋：2人(2.8%)、A：16人(22.5%)、B：31人(43.7%)、C：22人(31.0%)。F：6人、その他に講義不受講者が5人でした。

参考までに

法学部は、A＋：5%程度、A：25±5%、B：40±5%、C：30±5%、の基準を設定しています。